

ごせん 農業委員会だより

第63号

—発行—
五泉市農業委員会
新潟県五泉市太田1094-1
TEL (43)3911
—発行人—
会長 松尾 タカ子



五泉市東公園 ぼたん百種展示園

受給者のみなさんへ

現況届は**6月30日(月)**までに
農業委員会へ提出しましょう
届出用紙 農業者年金基金から直接送付
されます。
提出先 農業委員会事務局（市役所2階）
または村松事務所（支所2階）
※経営移譲年金を受給している場合、農
業所得の納税申告名義等が後継者の名
義に変わっていないと、年金が停止と
なりますので、ご注意ください。

★ 認定農業者などの要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

★ 税制面で大きな優遇があります。
（支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象になります。）

★ 終身年金です。
（80歳までに亡くなられた場合、死亡一時金が遺族に支給されます。）

★ 保険料は自分で選べ、見直します。
（月額2万円から6万7千円の範囲で選択できます。）

★ 積立方式のため、受給額は加入者数・受給者数に左右されません。

60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する方は加入できます。

農
業
者
年
金

令和7年度 五泉市農業委員会最適化活動の成果目標

農業委員会では、農地等の利用の最適化の推進を図るため、最適化活動の成果目標を設定しました。重点活動の目標値に向けて取り組んでいきます。

一部抜粋して紹介します。計画の全文は市ホームページでも公開しています。

(1) 農地の集積

1 現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	5,090 ha	3,053 ha	60%
課 題	農業従事者の高齢化や新規就農者を含む農業後継者不足等により、農業者が年々減少傾向にあることから、効率的で安定した農業経営を担う中核的な認定農業者等の育成・確保が必要である。		

2 令和7年度の目標

目 標	管内の農地面積	5,090 ha
	今年度末の集積面積(累計)	3,257 ha
	(目標)今年度末の集積率	64%

(2) 遊休農地の解消

1 現状及び課題

現 状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	緑区分の遊休農地面積	黄区分の遊休農地面積
	1.21 ha	1.21 ha	0 ha
課 題	利用意向調査の回収率の向上を図る。(特に市外在住の所有者へ連絡を取る) 耕作条件により収益性の悪い農地の遊休化が懸念される。		

2 令和7年度の目標

目 標	令和3年度の利用状況調査における 緑区分の遊休農地面積	0.37 ha
	緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.07 ha
	前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の 解消目標面積	0.33 ha

(3) 新規参入の促進

1 現状及び課題

現 状	令和4年度新規参入者	令和5年度新規参入者	令和6年度新規参入者
	1 経営体	2 経営体	2 経営体
	0.6 ha	36 ha	11 ha
課 題	農業経営を営もうとする青年等の新規就農者の確保が必要であるが、安定した収入が得られるための経営力が重要である。		

2 令和7年度の目標

目 標	新規参入者へ貸付等について農地所有者の 同意を得た上で公表する農地の面積	56 ha
-----	---	-------

地域の担い手農家へ、農地集積と集約化を推進しましょう。

知っておきたい！農地移動の手続き

すべての農地に対して、売買・贈与・交換・賃貸借・転用する場合は、許可または届出が必要です。

必要書類など、詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。なお、申請内容は、毎月末の総会（公開）で審議します。

申請前に準備すること

◆申請地が死亡者の名義の場合は、相続登記が完了した後、申請してください。

◆一筆のうちの一部を申請する場合は、分筆登記が必要です。

申請締切日

◆毎月5日（土日祝日の場合は、次の開庁日）

定例総会日

◆毎月末に開催します。

※総会開催日が休日等の場合は、その前日となります。



農地法第4条・第5条		農地法第3条	農地法第3条・農地中間管理事業	
農地の「転用」		農地の「競売」	「賃貸借」の解約	農地の「売買」「交換」「贈与」「賃貸借」
※農業振興地域内の農用地に指定の場合 転用予定地の除外手続きが必要です。詳しくは、市農林課へ問い合わせください。		競売に参加する場合は、農業委員会が発行する「買受適格証明」が必要です。入札開始日の前月の締切日までに願出書が必要です。	賃貸借契約をしている農地を都合（売買・耕作再開・労力不足等）により中途解約する場合、両者の合意による解約通知書が必要です。	※相続により農地を取得した場合 許可は不要ですが、届出が必要です。 売買・交換・賃貸借・贈与の場合等は、農地法第3条または農地中間管理事業の申請・許可が必要です。（交換・贈与は農地法第3条のみ）

違反転用
遊休農地

大切な
農地を
守りましょう



農地を建物の敷地や資材置場・駐車場・残土置場にするなど、農地以外の用途に転用する場合（一時的な利用も含む）は、農地法に基づく許可が必要です。農業委員会に許可の申請をしてください。

◆無許可転用には罰則

許可を受けずに農地を農地以外の用途に使用した場合は、「違反転用」となり、土地所有者を含めて違反転用者は厳しい措置がとられます。

農地法の罰則……3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）

◆7月～8月は農地パトロール強化月間です

農業委員会では、農地パトロール及び農地利用状況調査を実施し、優良農地の確保に努めています。

新規農業委員・農地利用最適化推進委員 研修会に参加して

4月17日、今年新たに農業委員及び農地利用最適化推進委員に就任した委員を対象とした新規農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が、新潟ユニゾンプラザにて開催され、五泉市からは農業委員8名、農地利用最適化推進委員12名が参加しました。

研修会を受けた委員による所感をご紹介します。



農業委員
大湊 賢吉

新たに就任した委員を対象に、研修会が新潟ユニゾンプラザにて開催されました。県内各地から多くの新人の委員が参加していました。

研修会では、農地法や農業者年金制度、農地関連制度、

農業委員会制度などについて学びました。研修の中で、農地転用における農地区分や、農地中間管理事業における申請や許可についての説明がありました。農政に関することで、わからないことや相談等ありましたら、お近くの委員に聞いていただきたいと思います。

五泉市には、農業委員が19名、農地利用最適化推進委員が29名おり、それぞれ担当する地域をこまめに農地パトロールしています。これから3年間どうぞよろしくお願いいたします。



3か月間の無料購読

(解約手続きは不要、期間中はご自宅に新聞が届きます。)も可能です。ご興味のある方、試しに読んでみようという方は、お気軽にお問合せください。



■発行日
毎週金曜日(月4回発行)

■購読料
月700円(送料及び税込み)

全国農業新聞は、農業者必読の農政専門誌です。

農業に関する全国情報はもちろん、郷土食材を使ったレシピや各地の特産品が当たる読者プレゼントコーナー、農業関係のイベント情報等、目で見ただけでも楽しめる記事も充実しています。



購読しませんか?

編集後記

農繁期真っただ中。高齢になると平らな道でもつまづきやすい。まして田や畑、傾斜がきつい場所での作業は転倒の危険がつきまとう。今年も熱中症が心配です。無理せず、段取り良く、安全第一で農作業に取り組みもうと思う今日の頃。農家の皆様も健康に留意されて、頑張りましょう。

編集副委員長 高橋 喜美子



お申込み先
農業委員会事務局
(五泉市役所・村松支所)



※お申込みの際は、金融機関へのお届け印と購読料引落先の口座情報が必要です。